

接続約款変更届出書

令和元年 5 月 15 日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な ほ し まつやま い ち ゃう め ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でんわおほしきがいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 ひまさ ひろゆき
湯浅 啓

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 71 号

連絡先 運用管理部

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するの
で届け出ます。

実施期日	令和元年 5 月 22 日
------	---------------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新		旧	
第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1～15	(略)	1～15	(略)
16 携帯電話事業者	電気通信番号規則(令和元年総務省令第 4 号。以下「番号規則」といいます。)別表第 3 号又は第 4 号に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する電気通信事業者	16 携帯電話事業者	電気通信番号規則(平成 9 年郵政省令第 82 号)第 9 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する電気通信事業者
17～18	(略)	17～18	(略)
19 PHS 事業者	番号規則別表第 4 号に規定する電気通信番号を用いて PHS サービスを提供する電気通信事業者	19 PHS 事業者	電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号を用いて PHS サービスを提供する電気通信事業者
20	(略)	20	(略)
21 IP 電話事業者	番号規則別表第 1 号又別表第 6 号に規定する電気通信番号を用い端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルにより音声伝送役務を提供する電気通信事業者	21 IP 電話事業者	電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を用い端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルにより音声伝送役務を提供する電気通信事業者
22～51	(略)	22～51	(略)
52 携帯電話・PHS 番号ポータビリティ	番号規則別表第 4 号に規定する電気通信番号を使用する携帯電話サービスもしくは PHS サービスに係る番号ポータビリティ(以下、「MNP」といいます。)	52 携帯電話・PHS 番号ポータビリティ	電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号を使用する携帯電話サービスもしくは PHS サービスに係る番号ポータビリティ(以下、「MNP」といいます。)
53～56	(略)	53～56	(略)
第 2 章 接続する設備の範囲 第 4 節 接続により提供する機能 <u>(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施)</u> 第 11 条の 2 別表 1 (接続により提供する機能) の 1-1 (基本接続機能) に規定する機能を休廃止しようとするときは、当社は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する 1 年前までにその情報を対面等説明(事		第 2 章 接続する設備の範囲 第 4 節 接続により提供する機能 【新設】	

新

業法施行規則第 23 条の 9 の 7 第 1 項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。）により提供するものとします。（併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。）

2 前項に規定する機能の休廃止に関する情報を、当該機能を利用する協定事業者に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から 1 年未満で当社は当該機能を休廃止することがあります。

3 当社が休廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社は速やかに当該機能の休廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第 34 条の 2 に定める周知を行ったこととします。

旧

新

料金表
第3表 手続費

区 分		単 位	手続き費 の額
(1)	(略)	(略)	(略)
(2) 債権 譲受手続費	第80条(債権 譲受)の規定に より、当社が協 定事業者の役 務提供区間に 関わる契約者 が支払うべき 料金の債権を その協定事業 者より譲り受 けたときに、当 社が行う利用 者料金の回収 業務に要する 費用	ア イ以外の場 合	(略)
		イ <u>番号規則別 表第11号</u> に 規定する電気 通信番号(115 に限ります。) を使用して発 信する場合	3.4%
(3)~(6)	(略)	(略)	(略)

旧

料金表
第3表 手続費

区 分		単 位	手続き費 の額
(1)	(略)	(略)	(略)
(2) 債権 譲受手続費	第80条(債権 譲受)の規定に より、当社が協 定事業者の役 務提供区間に 関わる契約者 が支払うべき 料金の債権を その協定事業 者より譲り受 けたときに、当 社が行う利用 者料金の回収 業務に要する 費用	ア イ以外の場 合	(略)
		イ 電気通信番 号規則第10 条第1項第3 号に規定する 電気通信番号 (115に限り ます。)を使用 して発信する 場合	3.4%
(3)~(6)	(略)	(略)	(略)

新

別表2 接続形態
2 接続形態表

第1表			第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者				
(略)			(略)			
当社	—	端末系事業者	3 - 9 端末系事業者	当社	端末系事業者	<p>・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0067に限ります。ただし、0067に続く電気通信番号は1、3、4、6、7、8に限ります。)又は同規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。</p>
			3 - 1 端末系事業者	当社及び端末系事業	端末系事業者	<p>・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570</p>

旧

別表2 接続形態
2 接続形態表

第1表			第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者				
(略)			(略)			
当社	—	端末系事業者	3 - 9 端末系事業者	当社	端末系事業者	<p>・電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号(0067に限ります。ただし、0067に続く電気通信番号は1、3、4、6、7、8に限ります。)又は同規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)又は平成27年総務省告示第91号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。</p>
			3 - 1 端末系事業者	当社及び端末系事業	端末系事業者	<p>・電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電</p>

新					旧										
				用して発信する呼に 限ります。				0	者		気通信番号(0570 に限ります。)を使 用して発信する呼 に限ります。				
				(略)				4			(略)				
			4 - 1 2	端末系 事業者	当社	中継事 業者	・番号規則別表第 11号に規定する電 気通信番号(115に 限ります。)を使 用して発信する呼に 限ります。	4 - 1 2	端末系 事業者	当社	中継事 業者	・電気通信番号規 則第10条第1項第 3号に規定する電 気通信番号(115に 限ります。)を使 用して発信する呼に 限ります。			
			4 - 1 3	端末系 事業者	端末系 事業者	中継事 業者	・番号規則別表第 11号に規定する電 気通信番号(115に 限ります。)を使 用して発信する呼に 限ります。	4 - 1 3	端末系 事業者	端末系 事業者	中継事 業者	・電気通信番号規 則第10条第1項第 3号に規定する電 気通信番号(115に 限ります。)を使 用して発信する呼に 限ります。			
(略)			(略)			(略)			(略)						
端 末 系 事 業 者	携 帯 電 話 事 業 者	当 社	A 7 - 6	端末系 事業者	端末系 事業者	端末系 事業者	(略) ・番号規則別表第 10号に規定する電 気通信番号(0091 番号帯を除きま す。)を使用して発 信する呼に限ります。 (略)	端 末 系 事 業 者	携 帯 電 話 事 業 者	当 社	(略) ・電気通信番号規 則第5条第1項に 規定する電気通信 番号を使用して発 信する呼に限ります。 (略)				
(略)			(略)			(略)			(略)						
端 末 系	中 継 事	当 社	8 - 7	ア イ 以 外 の 区 間	端 末 系 事 業 者	ア イ 以 外 の 区 間	・番号規則別表第 10号に規定する電 気通信番号(0091	端 末	中 継	当 社	8 - 7	ア イ 以 外 の	端 末 系 事 業 者	ア イ 以 外 の	・電気通信番号規 則第5条第1項に

新				旧							
事業者	業者		端末系事業者 イ着信事業者欄： 当社	— イ着信事業者欄： —	<u>番号帯を除きます。</u> を使用して発信する呼に限ります。 (略)	系事業者	事業者		7 区間： 端末系事業者 イ着信事業者欄： 当社	区間： — イ着信事業者欄： —	規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)
			8 — 8 ア以外の区間： 中継事業者 イ着信事業者欄： 当社	中継事業者 ア以外の区間： — イ着信事業者欄： —	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)				8 — 8 ア以外の区間： 中継事業者 イ着信事業者欄： 当社	中継事業者 ア以外の区間： — イ着信事業者欄： —	・電気通信番号規則第5条第1項又は同条第2項に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)
			8 — 9 端末系事業者	端末系事業者 端末系事業者	端末系事業者 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号 <u>(0091番号帯を除きます。)</u> を使用して発信する呼に限ります。 (略)				8 — 9 端末系事業者	端末系事業者 端末系事業者	端末系事業者 ・電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)
			8 — 1 0 中継事業者	中継事業者 中継事業者	中継事業者 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)				8 — 1 0 中継事業者	中継事業者 中継事業者	中継事業者 ・電気通信番号規則第5条第1項又は同条第2項に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	

新				旧			
端末系事業者	中継事業者及び携帯電話事業者	当社	A 8 - 6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	(略) ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。 (略)
			A 8 - 7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	(略) ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)
(略)			(略)				
端末系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B 8 - 6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	(略) ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。 (略)
			B 8 - 7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	(略) ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)
(略)			(略)				
端末系事業者	中継事業者及び携帯電話事業者	当社	A 8 - 6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	(略) ・電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)
			A 8 - 7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	(略) ・電気通信番号規則第5条第1項又は同条第2項に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)
(略)			(略)				
端末系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B 8 - 6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	(略) ・電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)
			B 8 - 7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	(略) ・電気通信番号規則第5条第1項又は同条第2項に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 (略)
(略)			(略)				

新				旧			
(略)			(略)	(略)			(略)
端末系事業者	中継事業者、当社及び携帯電話事業者	携帯電話事業者	C 8 - 6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	(略) ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。
(略)			(略)	(略)			(略)
端末系事業者	中継事業者及び当社	I P	C 8 - 7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	(略) ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。
(略)			(略)	(略)			(略)
端末系事業者	中継事業者及び当社	I P	D 8 - 4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	(略) ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。
(略)			(略)	(略)			(略)
端末系事業者	中継事業者、当社及び携帯電話事業者	携帯電話事業者	C 8 - 6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	(略) ・電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。
(略)			(略)	(略)			(略)
端末系事業者	中継事業者及び当社	I P	C 8 - 7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	(略) ・電気通信番号規則第5条第1項又は同条第2項に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。
(略)			(略)	(略)			(略)
端末系事業者	中継事業者及び当社	I P	D 8 - 4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	(略) ・電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。
(略)			(略)	(略)			(略)

新							旧								
当社	中継事業者	I P	1 8 - 7	中継事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。	当社	中継事業者	I P	1 8 - 7	中継事業者	当社	中継事業者	・電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)又は平成27年総務省告示第91号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
				中継事業者	当社及びI P	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。					中継事業者	当社及びI P	中継事業者	・電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
				中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。					中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	・電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
				(略)								(略)			
端末系事業者	中継事業者及びI P	当社	A 2 3 - 3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	(略) ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。	端末系事業者	中継事業者及びI P	当社	A 2 3 - 3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	(略) ・電気通信番号規則第5条第1項又は同条第2項に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。

新					旧				
	H S 事 業 者			(略)		H S 事 業 者			(略)
(略)		(略)			(略)		(略)		
端 末 系 事 業 者	中 継 事 業 者 及 び 当 社	P H S 事 業 者	B 2 3 - 3	中 継 事 業 者	中 継 事 業 者	中 継 事 業 者	(略)	・ 番号規則別表第10号 に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。	(略)
(略)		(略)			(略)		(略)		

附則（令和元年5月15日KDDI移企調第1862号及びOCT技第19-008号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

（相互接続協定に係る経過措置）

2 この改正規定実施前に、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「新番号規則」という。）の規定により廃止された電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号。以下「旧番号規則」という。）の規定を参照した用語の定義を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、旧番号規則の規定を参照した用語の定義を、それに対応する新番号規則の規定を参照した用語の定義に読み替えるものとします。

新 技術的条件集	旧 技術的条件集																
<p>第1章 通則</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用することを示す。</p>	<p>第1章 通則</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用することを示す。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 411 481 450">用語</th> <th data-bbox="481 411 1111 450">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 450 481 488">(1)</td> <td data-bbox="481 450 1111 488">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 488 481 868">(2) 分類</td> <td data-bbox="481 488 1111 868"> 接続番号を電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に規定する電気通信番号ごとに区別した概念分類と電気通信番号の対応は次のとおりとする 分類1～分類3 (略) 分類4 国際系番号：国際系事業者(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第10号)に規定する電気通信番号を有し、国際電気通信サービスを提供する事業者)が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 分類5～分類7 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 868 481 906">(3)～(40)</td> <td data-bbox="481 868 1111 906">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(1)	(略)	(2) 分類	接続番号を電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に規定する電気通信番号ごとに区別した概念分類と電気通信番号の対応は次のとおりとする 分類1～分類3 (略) 分類4 国際系番号：国際系事業者(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第10号)に規定する電気通信番号を有し、国際電気通信サービスを提供する事業者)が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 分類5～分類7 (略)	(3)～(40)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 411 1485 450">用語</th> <th data-bbox="1485 411 2105 450">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 450 1485 488">(1)</td> <td data-bbox="1485 450 2105 488">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 488 1485 868">(2) 分類</td> <td data-bbox="1485 488 2105 868"> 接続番号を電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に規定する電気通信番号ごとに区別した概念分類と電気通信番号の対応は次のとおりとする 分類1～分類3 (略) 分類4 国際系番号：国際系事業者(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第5条に規定する電気通信番号を有し、国際電気通信サービスを提供する事業者)が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 分類5～分類7 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 868 1485 906">(3)～(40)</td> <td data-bbox="1485 868 2105 906">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(1)	(略)	(2) 分類	接続番号を電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に規定する電気通信番号ごとに区別した概念分類と電気通信番号の対応は次のとおりとする 分類1～分類3 (略) 分類4 国際系番号：国際系事業者(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第5条に規定する電気通信番号を有し、国際電気通信サービスを提供する事業者)が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 分類5～分類7 (略)	(3)～(40)	(略)
用語	用語の意味																
(1)	(略)																
(2) 分類	接続番号を電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に規定する電気通信番号ごとに区別した概念分類と電気通信番号の対応は次のとおりとする 分類1～分類3 (略) 分類4 国際系番号：国際系事業者(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第10号)に規定する電気通信番号を有し、国際電気通信サービスを提供する事業者)が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 分類5～分類7 (略)																
(3)～(40)	(略)																
用語	用語の意味																
(1)	(略)																
(2) 分類	接続番号を電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に規定する電気通信番号ごとに区別した概念分類と電気通信番号の対応は次のとおりとする 分類1～分類3 (略) 分類4 国際系番号：国際系事業者(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第5条に規定する電気通信番号を有し、国際電気通信サービスを提供する事業者)が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 分類5～分類7 (略)																
(3)～(40)	(略)																

新	旧
<p>技術的条件集別表 1 対移動体事業者接続用インタフェース</p> <p>2. 番号方式</p> <p>(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則 <u>(令和元年総務省令第 4 号)</u> を準用することとする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>技術的条件集別表 1 対移動体事業者接続用インタフェース</p> <p>2. 番号方式</p> <p>(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号) を準用することとする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>技術的条件集別表 6 対地域／国際事業者接続用インタフェース</p> <p>2. 番号方式</p> <p>(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則 <u>(令和元年総務省令第 4 号)</u> を準用することとする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>技術的条件集別表 6 対地域／国際事業者接続用インタフェース</p> <p>2. 番号方式</p> <p>(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号) を準用することとする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>技術的条件集別表 12 対移動体事業者 SMS 接続用インタフェース</p> <p>2. 番号方式</p> <p>(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則 <u>(令和元年総務省令第 4 号)</u> を準用することとする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>技術的条件集別表 12 対移動体事業者 SMS 接続用インタフェース</p> <p>2. 番号方式</p> <p>(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号) を準用することとする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>技術的条件集別表 17 対移動体事業者 IP 接続用インタフェース仕様</p> <p>4. 番号方式</p> <p>(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は、電気通信番号規則 <u>(令和元年総務省令第 4 号)</u> を準用することとする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>技術的条件集別表 17 対移動体事業者 IP 接続用インタフェース仕様</p> <p>4. 番号方式</p> <p>(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は、電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号) を準用することとする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(2) (略)</p>